

第6章 歴史的風致形成建造物の管理の指針

■管理の指針の基本事項

歴史的風致形成建造物については、歴史的風致を形成することにかんがみ、所有者等には適切に管理する義務が生じ、当該建造物の増改築・移転・除去の際には30日前までに市町村長に届出を行う必要がある。

また、歴史的風致形成建造物の復元、復旧のための修理又は調和を図るための修景等を行う場合は、それぞれの建造物の位置づけに応じて、文化財保護法等の法令に定める規定に従うこととする。

さらに、歴史的風致維持向上につなげるため、外部から望見されるだけでなく、可能な範囲で内部公開を行うなど、積極的な公開、施設等の活用を図ることとする。

【歴史的風致形成建造物としてのみ指定されるもの】

歴史・文化的に価値の高いものであるが、日常生活に用いられている建造物であるため、外観の維持及び保存を基本とする。その上で、建造物の改築等の際は、保存・活用のために必要な部分的な改修や復元を認め、内部については居住者の快適な住環境の維持や一般公開に伴う改装、さらには当該建造物が存在する地域において、歴史的風致を維持及び向上していく観点からの用途変更については改装を認めるものとする。

道路等の公共空間から望見できる範囲における行為はできる限り行わないこととする。また、増築が必要な場合は道路から望見できない部分で行うことを基本とする。